一宮研伸大学看護学部　履修規程

（趣旨）

第１条　この規程は、一宮研伸大学(以下「本学」という。)学則に定めるもののほか、授業科目(以下「科目」という。)の履修、試験及び進級の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（必修・選択科目）

第２条　本学学生(以下「学生」という。)は、学則別表１に定める必修科目のほか、同別表２に定める卒業に必要な単位数以上の選択科目を履修しなければならない。

２　１年間で履修可能な単位の上限は、原則として４４単位とする。ただし、ＧＰＡによっては、上限を超えて履修することができる。

３　授業科目のうち一部の科目は、その内容に応じて履修の順序を決める。これを「先修条件」という。先修条件は、次のとおりとする。

一　科目先修条件：指定する科目に対し、修得又は同時履修を可とする条件と、指定する科目の履修歴がなければ履修できないとする条件をいう。

二　セメスター先修条件：指定する科目に対し、履修可能な履修セメスターを指定する条件をいう。

三　単位数先修条件：指定する科目に対し、指定する修得単位数を満たさなければ履修できないとする条件をいう。

４　授業科目には先修条件が設定される場合があり、先修条件を満たさなければ、その科目を履修することはできない。

５　学則別表１に定める授業科目のうち、選択科目については履修希望者が５人未満の場合は、原則として開講しない。

６　選択科目の場合には、履修希望者数によって履修の受け入れを調整する場合がある。

（履修登録）

第３条　セメスター毎に履修する科目について、指定の期日までに登録を行わなければならない。これを履修登録という。

２　学生は、履修登録をした後、任意に履修科目を変更し、又は、届け出た科目の履修を放棄することはできない。

３　履修登録しない科目の単位は認められない。ただし、既修得単位として認められた科目は、その限りでない。

４　単位を修得した科目は、再び履修することができない。

５　指定された時間割に従って履修しなければならない。これを「通常履修」という。

（単位の認定）

第４条　各科目の単位の認定は、科目責任者が合格者に所定の単位を与える。

２　入学時に既修得単位として認定された科目については「認定」とする。

（試験の種類及び実施期日）

第５条　試験の種類及び実施期日は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　定期試験：授業科目の履修を評価し、単位を認定するための試験をいい、期日を定めて行う。

二　実習試験：実習を伴う授業科目の履修を評価し、単位を認定することをいい、当該実習期間中又は実習終了後に行う。

三　追試験：病気その他やむを得ない事由などにより定期試験を受けられなかった者について、単位を認定するための試験をいい、所定の手続きを完了した者に対して定期試験に代えて行う。なお、追試験は、定期試験の後に行い、その期日はその都度定める。

四　追実習：病気その他やむを得ない事由により所定の実習時間数を欠席した者で所定の手続きを完了した者に対して行う。なお、追実習の期日は、その都度定める。

ただし、当該セメスター内に実習場所の確保ができない場合には、当該セメスター以降に履修を行うものとする。

五　再試験：定期試験の成績が不合格となった者又は追試験の成績が不合格となった者の単位を認定するための試験をいい、所定の手続きを完了した者に対して行う。 なお、再試験は、科目責任者の判定に基づき、行わない場合がある。また、再試験は、定期試験の後に行い、その期日はその都度定める。

六　再実習：実習試験の成績が不合格となった者又は追実習の成績が不合格となった者の単位を認定するための実習をいう。実習を補足することによって単位取得の見込みがあると科目責任者が判断した者で、かつ実習施設が受け入れ可能であることを条件に再実習を行う場合がある。再実習期間は、原則として当該セメスターを超えない期間とする。

なお、各セメスターにおいて再実習の実施は、１科目までとする。

また、再実習を受ける場合は、所定の手続きをしなければならない。

（試験の方法）

第６条　試験は、筆記、レポートもしくは実技試験等のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

（受験資格）

第７条　次の各号に該当する者は、試験の受験資格を認めない。

一　学納金の未納者(納入を猶予されたものを除く。)

二　休学期間中又は停学処分中の者

三　定期試験については、原則として各試験科目の授業時間数の３分の２の出席に満たない者。

四　実習試験については、原則として各試験科目の授業時間数の５分の４に満たない者。

五　ただし、以下の場合は診断書・その他証明書と欠席届の提出により例外として欠席扱いとしない。

例外事項		期間	適要
忌引き	１親等	３日以内	父母、子、配偶者
	２親等	２日以内	祖父母、兄弟姉妹
	３親等	１日以内	叔父、叔母、曽祖父母、甥、姪
学校保健法による感染症		指定の期間	インフルエンザ、小児感染症など
その他		遅延した時間	電車などの遅延によるもの

（試験の公示）

第８条　定期試験の日時の公示は、当該年度の学事日程(教科案内)の記載によるものとする。

２　試験は、各科目の所定の授業終了後行うものとする。

３　試験は、科目別にその科目の担当教員がこれを行う。ただし、担当教員に事故のある場合は、他の教員が代わってこれを行うことができる。

４　定期試験の日時の変更及び場所は、当該試験日の２週間前までに公示する。

５　追試験及び再試験の日時及び場所は、その都度公示する。

（追試験及び再試験の受験手続）

第９条　追試験(追実習を含む。)を受けようとする者は、「追試験受験願」（別記様式第１号）を、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

２　病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった場合は、所定の期日までに「追試験受験願」を提出した者に対して、１回限り追試験を認めることができる。

３　再試験(再実習を含む。)を受けようとする者は、「再試験受験願」（別記様式第２号）に再試験料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

４　再実習は、１回限り認めることができる。

（成績の評価）

第１０条　試験等の成績の評価は、百点を満点としその科目の担当教員が次の基準により行う。

試験等成績	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	60 点未満
定期試験評価	ＡＡ	Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
追試験評価	Ａ		Ｂ	Ｃ	Ｄ
再試験評価	Ｃ	Ｃ	Ｃ	Ｃ	Ｄ
判　　定	合格	合格	合格	合格	不合格

２　追試験の成績の評価は、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４段階とする。３　再試験・再実習の成績の評価は、Ｃ・Ｄの２段階とする。

４　前項の成績評価に対してグレードポイントを与える。ＡＡは４点、Ａは３点、Ｂは２点、Ｃは１点、Ｄは０点とする。ただし、成績評価が「認定」の科目、選択科目の単位数は含めないものとする。

（不正行為）

第１１条　試験において不正行為があったときは、当該セメスター中に受験した科目（レポート、実技等を含む。）を無効とする。無効となった科目については、次セメスター以降に再履修とする。

（休講）

第１２条　やむを得ない事由が発生した場合には、その授業を休講とすることがある。その場合は、「災害時、警報発令時、感染症発生等の対応」にのっとりその都度授業の措置を講じるものとする。

（卒業）

第１３条　本学に４年以上在学し、卒業要件を満たした者に対しては、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

（卒業不可、卒業延期）

第１４条　前条に規定する卒業の条件を満たしていない場合には、卒業不可とする。その場合は、卒業延期とする。

（除籍）

第１５条　次の各号に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

一　学則第１９条第１項に定める在学年限を超えた者。

二　学則第１９条第２項に定める休学期間を超えてなお卒業できない者。

三　学則第１９条第３項に定める授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。

四　学則第１０条第４項に定める死亡又は長期間にわたり行方不明の者。

２　除籍の日は、教授会が承認した日とする。

第１６条　この規程に定めるもののほか、各授業科目の評価方法、履修上の取扱い、試験等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年１月１６日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度以後の入学者から適用する。

ただし、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別記様式第１号

追試験受験願

［別紙参照］

別記様式第２号

再試験受験願

［別紙参照］

別紙１

追試験受験願

（元号）　　年　　月　　日

一宮研伸大学長　殿

学籍番号＿＿＿＿＿　第＿＿年次

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり受験したいので、許可願います。

記

本試験日				受験科目	担当教員	追試験日			
年	月	日	時限			年	月	日	時限

事由

※医師の診断書又は理由を証する書類を添付

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿切り取り＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

追試験受験許可証

学籍番号＿＿＿＿＿　第＿＿年次　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

本試験日				受験科目	担当教員	追試験日			
年	月	日	時限			年	月	日	時限

教務委員長

別紙 2

再試験受験願

（元号）　　年　　月　　日

一宮研伸大学長　殿

学籍番号＿＿＿＿　第＿＿年次
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり受験したいので、許可願います。

記

受験科目名	担当教員名

以上

※下の再試験料納入書・受領書にも記入し、再試験料と合わせて学務課に提出すること。

---切り取り---

（元号）　年　　月　　日

再試験料納入書	
学籍 番号＿＿＿＿　第＿＿年次	
氏名	
科目名	
（本試験日）	
担当教員名	
試験料	

再試験料納入書	
学籍番号＿＿＿＿　第＿＿年次	
氏名	
科目名	
（本試験日）	
担当教員名	
試験料	

※

再試験確定後すみやかに納入して下さい